

令和 9・10 年度 入札参加資格審査申請書提出要領
(「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」)

小美玉市

小美玉市が発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」の入札参加資格審査申請受付を次のとおり行います。当市の競争入札に参加できる方は、資格審査の結果、競争入札参加資格者名簿に登録された方に限られます。

※「物品購入・役務提供等」の入札参加資格審査申請受付は、別途要領をご確認ください。

第 1 基本事項

1 資格要件

次のいずれかに該当する場合は、資格審査を受けることはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で申請の前日までに復権を得ない者
 - (2) 小美玉市の入札又は契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 2 項（令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加制限を受けた者で、当該事実の後 2 年を経過していない者
 - (3) 審査基準日現在で、営業に関し法律上必要とする許可、認可又は登録等を受けていない者
 - (4) 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全であると認められた者
 - (5) 入札参加資格審査に係る申請書等において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (6) 納付すべき税（市町村税、県税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - (7) 協業組合又は事業共同組合にあっては、入札に参加しようとする業種について組合の定款に共同受注の定めがないもの
 - (8) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 【建設工事を申請する場合】
- (9) 建設業法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値（P）の通知を受けていない者
- 【建設工事、測量・建設コンサルタント業務等を申請する場合】
- (10) 社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険に加入していない者（適用除外者を除く）

2 資格審査の申請区分等

次のように区分し申請して下さい。

- ・ 建設工事
- ・ 測量・建設コンサルタント業務等

3 審査基準日

(法人) 申請書提出日の直前の決算日（ただし申請日直前の決算日が当該申請日の前7月以内で、当該決算日に係る経営事項審査を完了していない場合は、当該決算日前1年以内の直近の決算日とすることができる）

(個人) 令和8年10月1日。決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日とする。

※ただし代表者、代理人、商号等については提出日現在で記入。

4 有効期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

5 名簿の公表

有資格者名簿については、閲覧等により公表致します。

申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。なお、登録結果の通知連絡は行いません。

6 市税等納付状況調査の同意

入札参加資格審査申請書が提出されたときは、有効期限内において適宜おこなう市税等納付状況調査に同意したものとみなします。

第2 申請方法

1 受付期間 令和8年11月11日（水）から令和8年12月11日（金）まで（土・日・祝日を除く）。

2 申請方法

茨城県及び県内市町村との共同受付を行います。受付窓口を1本化するため、市窓口での受付は行いません。

詳しくは「小美玉市に建設工事入札参加資格を申請する方へ」又は「小美玉市建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ」をご確認下さい。

3 提出書類

共同受付のため、全ての申請者が提出する共通書類と、個別自治体毎に提出する個別書類に分かれます。詳しくは「小美玉市に建設工事入札参加資格を申請する方へ」又は「小美玉市建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ」をご確認下さい。

第3 変更の届出等

1 変更の届出

変更事項により提出先が異なります。共通事項は茨城県土木部監理課及び小美玉市管財課へ変更届及び添付資料を提出していただきます。独自事項は小美玉市管財課へ変更届（任意様式可）及び添付資料を提出していただきます。共通事項及び独自事項の項目は下記のとおりです。

	建設工事	測量・建設コンサルタント業務等
共通事項（茨城県土木部監理課及び小美玉市管財課へ変更届（中央公契連統一様式）及び添付書類を提出）	①商号又は名称 ②代表者の氏名 ③主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号 ④本店以外の営業所所在地、郵便番号又は電話番号 ⑤建設業労働災害防止協会加入の有無	①商号又は名称 ②代表者の氏名 ③主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号 ④本店以外の営業所所在地、郵便番号又は電話番号 ⑤登録番号
独自事項（小美玉市管財課へ変更届（任意様式可）及び添付書類を提出）	①一般建設業又は特定建設業の変更 ②建設業の許可に係る建設工事の有無 ③建設業許可の廃業、入札参加資格の辞退 ④対象業種（希望業種）の経営事項審査の有無 ⑤受任者の変更	①入札参加資格の辞退 ②受任者の変更
	<u>※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しの提出</u> <u>経営事項審査の有効期間は1年7ヶ月です。更新の都度提出して下さい。</u> <u>有効期間満了のまま更新されない場合、契約は出来ません。</u>	

【問合せ先】

小美玉市役所 財務部管財課 契約検査係

TEL : 0299-48-1111（内線 1248・1249）

E-mail : kanzai@city.omitama.lg.jp